

東京学芸大学体育施設使用規則の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
（趣旨） 第1条 本学の体育施設（附属学校施設を除く。以下「<u>体育施設</u>」という。）の運営については、東京学芸大学体育施設運営委員会（以下「<u>委員会</u>」という。）の規程（昭和41年規程第14号）の定めによるほか、この規則の定めるところによる。 （使用基準） 第2条 体育施設の使用基準は次のとおりとする。 (1) 体育に関する授業、<u>教宣</u>の研究及び学校運営上必要な場合において使用する時。 (2) 学生が課外活動で使用する時。 (3) 教職員が福利厚生のために使用する時。 (4) 本学の運営に支障がない場合で、地方公共団体等に対し学長が使用を許可する時。 〔省略〕 （使用手続） 第5条 体育施設の使用手続は、次によるものとする。 (1) 学生の課外活動及び教職員のサークル活動の年間使用計画は、年度当初に開催する委員会に提出し、許可を受けるものとする。 (2) 前号以外で学生団体等が使用する場合は、所定の体育施設使用願を、原則として使用予定の1週間前までに体育施設管理責任者に提出し、許可を受けるものとする。 (3) 本学以外の地方公共団体等が使用する場合は、本学の「<u>国有財産の使用又は収益を許可する場合の基準（昭和56年4月1日制定）</u>」により、<u>国有財産使用許可申請書</u>を学長に提出し、許可を受けるものとする。 〔省略〕 （使用料金） 第7条 第5条第3号により使用を許可されたときは、「<u>国の庁舎等を使用又は収益させる場合の基準（昭和33年1月7日大蔵省管財局長通知蔵管第1号）</u>」により算出した使用料金を、指定期日までに納入するものとする。 〔省略〕	（趣旨） 第1条 本学の体育施設（附属学校施設を除く。）の運営については、東京学芸大学体育施設運営委員会規程（昭和41年規程第14号）の定めによるほか、この規則の定めるところによる。 （使用基準） 第2条 体育施設の使用基準は次のとおりとする。 (1) 体育に関する授業、<u>教員</u>の研究及び学校運営上必要な場合において使用する時。 (2) 学生が課外活動で使用する時。 (3) 教職員が福利厚生のために使用する時。 (4) 本学の運営に支障がない場合で、地方公共団体等に対し学長が使用を許可する時。 〔省略〕 （使用手続） 第5条 体育施設の使用手続は、次によるものとする。 (1) 学生の課外活動及び教職員のサークル活動の年間使用計画は、年度当初に開催する委員会に提出し、許可を受けるものとする。 (2) 前号以外で学生団体等が使用する場合は、所定の体育施設使用願を、原則として使用予定の1週間前までに体育施設管理責任者に提出し、許可を受けるものとする。 (3) 本学以外の地方公共団体等が使用する場合は、本学の「<u>施設等使用許可事務取扱要項</u>」により、<u>使用許可申請書</u>を学長に提出し、許可を受けるものとする。 〔省略〕 （使用料金） 第7条 第5条第3号により使用を許可されたときは、使用料金を、指定期日までに納入するものとする。 〔省略〕 附 則 <u>この規則は、平成16年4月1日から施行する。</u>